

# 自治基本条例について

## 1 高松市におけるこれまでの経緯

### (1) 位置付け

#### ① 第5次高松市総合計画

まちづくりの目標のひとつである「分権型社会にふさわしいまち」を実現するため、自治基本条例（仮称）を制定し、市民主体の市政運営を推進することとしている。

#### ② 高松市まちづくり戦略計画（第1期 平成20年度～22年度）

自治基本条例（仮称）制定事業を重点取組事業として推進することとしている。

### (2) 「高松市自治基本条例を考える市民フォーラム～みんなでつくろう 新高松市の道しるべ～」の開催

開催日時：平成20年2月22日（金）13：30～16：00

場 所：高松市役所13階大会議室

目 的：自治基本条例について、基礎的な知識を深め、共通理解の上で条例制定に向けて検討や議論を深めるため。

内 容：講演（群馬県太田市取組事例）、意見交換会

参加者：約250人

### (3) 高松市自治基本条例を考える市民委員会での検討および提言

目 的：高松市自治基本条例（仮称）の制定に当たり、条例制定段階から市民が参加し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討するため。

委 員：19名

会 議：15回開催（平成20年2月～10月）

\*PI 活動 ・「瓦版」（毎回の会議を分かりやすくまとめた印刷物）の発行  
・「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう～」を開催

日 時：平成20年7月25日（金）12：00～13：00

場 所：高松市役所1階 市民ホール

参加者：約70人

※PI（パブリック・インボルブメント）とは、政策形成の過程において、市民の意見を吸い上げるために、市民の意思表示の機会をつくる試み

・平成20年11月4日（火）、高松市自治基本条例（仮称）に関する提言書を市長に提出

## 2 自治基本条例制定の背景

### (1) 地方自治体の自主性、自立性の向上

国が推進する第1次および第2次の地方分権改革に伴い、地方自治体において、「自己決定・自己責任」の自治体運営が求められている。

### (2) 住民自治の推進

自らの地域のまちづくりに関し、自ら考え、行動し、決定する住民自治の取組の進展により、情報の共有や市民参加の制度など、住民自治を推進させる制度の整備が求められている。

## 3 他都市の状況

(各区分施行年月順)

区分	自治体名	条例名	施行年月
政令指定都市	神奈川県川崎市	川崎市自治基本条例	平成17年4月
	静岡県静岡市	静岡市自治基本条例	平成17年4月
	北海道札幌市	札幌市自治基本条例	平成19年4月
	新潟県新潟市	新潟市自治基本条例	平成20年2月
中核市	愛知県豊田市	豊田市まちづくり基本条例	平成17年10月
	岐阜県岐阜市	岐阜市住民自治基本条例	平成19年4月
四国内	愛媛県四国中央市	四国中央市自治基本条例	平成19年7月
	さぬき市(県内)	さぬき市まちづくり基本条例	平成17年4月
	善通寺市(県内)	善通寺市自治基本条例	平成17年10月
	丸亀市(県内)	丸亀市自治基本条例	平成18年10月

### ○ 平成20年度に条例を施行した主な自治体

- ・北海道石狩市「石狩市自治基本条例」(平成20年4月施行)
- ・岩手県花巻市「花巻市まちづくり基本条例」(〃)
- ・福島県南相馬市「南相馬市自治基本条例」(〃)
- ・新潟県上越市「上越市自治基本条例」(〃)
- ・京都府京丹後市「京丹後市まちづくり基本条例」(〃)
- ・岩手県宮古市「宮古市自治基本条例」(平成20年7月施行)
- ・三重県志摩市「志摩市まちづくり基本条例」(平成20年8月施行)
- ・鳥取県鳥取市「鳥取市自治基本条例」(平成20年10月施行)